

令和3年第3回教育委員会会議（定例会）録

1 日時

令和3年2月3日（水）10時00分

2 場所

教育委員会会議室

3 出席者

教育長：星子明夫

委員：町孝、原志津子、武部愛子、西村早苗、徳成晃隆

事務局：小野田教育次長、深堀理事

福田総務部長、西村教育環境部長、竹中教育支援部長、梶原教育センター所長、青木事業管理部長

吉谷総務課長、野口職員課長、宮原教職員第1課長、中松教育環境課長、中村用地計画課長、齊藤学校指導課長、大洲研修・研究課長、若山運営課長、小森文学・映像課長

4 会議事項

(1) 付議事項

付議案第3号 福岡市総合図書館条例施行規則の一部を改正する規則案

付議案第4号 議会の議決を経るべき議案に関することについて

〔福岡市総合図書館条例の一部を改正する条例案〕

付議案第5号 福岡市総合図書館条例施行規則の一部を改正する規則案

付議案第6号 議会の議決を経るべき議案に関することについて

〔令和3年度福岡市一般会計予算案（教育委員会所管分）〕

付議案第7号 議会の議決を経るべき議案に関することについて

〔福岡市職員定数条例の一部を改正する条例案〕

(2) 臨時代理報告事項

臨時代理報告第1号 議会の議決を経るべき議案に関することについて

〔令和2年度福岡市一般会計補正予算案（教育委員会所管分）〕

(3) 協議・報告事項

協議・報告ア 福岡市施設整備公社への依頼事業計画について

5 開会

教育長開会を宣告 10時00分

付議案第4号から第7号まで及び臨時代理報告第1号は議会の議決を経るべき議案等に関する案件のため、協議・報告アは議会へ報告する案件のため、議決により非公開とされた。

6 付議事項

▼付議案第3号 福岡市総合図書館条例施行規則の一部を改正する規則案

若山課長より説明

《原案どおり可決》

[質疑等]

(町委員)

- 電子図書の貸出対象者について、近隣の市町村に居住している方は対象にならないのか。

(若山課長)

- そのとおりである。電子図書館を始めるに当たり、サービス提供事業者から、対象者を市内に居住し、又は通勤、通学している方としたい旨の申出があった。福岡都市圏内では、春日市、宗像市が先行して電子図書館を実施しているが、同様に市内に居住し、又は通勤、通学している方を対象としている。

(町委員)

- 図書館が所有している書籍のうち、何パーセントが電子図書館における貸出対象となるのか。

(若山課長)

- 3月の開館の際に用意できる電子書籍は、約7千冊を予定している。出版されている書籍のうち、数パーセントしか電子書籍化されていない。電子書籍化されており、なおかつ電子図書館で貸し出しできる著作権処理がなされているものは、サービス提供事業者にもよるが、4万冊程度と聞いている。

(町委員)

- 貸出冊数が、1人3冊以内とされたのはなぜか。

(若山課長)

- 先行している他の自治体の事例を参考にしたが、多くの自治体で2冊から3冊まで、貸出期間は1週間から2週間を採用しているところが多かったため、福岡

市においても同様に、貸出冊数は3冊以内、貸出期間は2週間としている。

(星子教育長)

- 先ほど、対象者を市内に居住し、又は通勤、通学している方としたい旨の申出があったとのことだが、理由は何か。

(若山課長)

- 事業者から理由が明示されたわけではないが、対象を福岡都市圏に広げた場合、事業者のビジネスチャンスが縮小されるためと考えられる。

(星子教育長)

- ビジネスチャンスというのは、委託契約を受ける事業者側のということか。

(若山課長)

- そのとおりである。

(徳成委員)

- アカウントの登録は、窓口になるのか、オンラインでもできるのか。また、電子書籍は、同時に別の人に貸し出しすることができるのか。ペーパーではないのでこれまでのように返却待ちは発生しないのか。また、返却しない場合は貸出期間の2週間がくれば打ち切りというかたちになるのか。

(若山課長)

- 登録については、福岡市内に居住し、又は通勤、通学している方で、図書貸出カードを所持している方は電子図書館を使える。図書貸出カードを作成する際は、現在のところは総合図書館又は分館にお越しただいて登録していただく必要がある。

貸出については、紙の書籍と同様になっており、1冊の電子書籍を一人が借りて、次の方は予約をしてお待ちいただくこととなる。貸出期間については、2週間経つと自動的に図書館にデータが戻ってきてアクセスできなくなるため、延滞は生じない。

(原委員)

- このサービスを提供する事業者はどういった事業者で、どのようにして決まったのか。

(若山課長)

- 電子図書館のサービスを提供しているのは、国内では3、4社ある。著作権処理をして電子書籍として利用できる、つまり、冊数を多く所持している(株)図書館流通センターを選んでいる。この事業者は、全国的に図書館に対して書籍の販売等をしており、また、書籍を検索するための目次づくりを行っており、それらのデータを持っている。

(徳成委員)

- 運営コストは年間でどのくらいになるのか。

(若山課長)

- 運営経費として年間300万円と消費税を見込んでいる。また、電子書籍の購入経費は、紙の書籍と比べて3倍から4倍の価格になっている。

(武部委員)

- 電子図書館のサイトには、福岡市総合図書館のホームページから入るのか。

(若山課長)

- そのとおりである。

(町委員)

- 3月から開始するに当たって、広報はどのようにするのか。

(若山課長)

- 開館日が決まりしだい記者発表をし、併せて市政だより、ホームページ、ツイッターを利用して広報していきたい。

▼付議案第4号 議会の議決を経るべき議案に関することについて

[福岡市総合図書館条例の一部を改正する条例案]

▼付議案第5号 福岡市総合図書館条例施行規則の一部を改正する規則案

小森課長、若山課長より説明

《いずれも原案どおり可決》

▼協議・報告ア 福岡市施設整備公社への依頼事業計画について

中松課長より説明

▼臨時代理報告第1号 議会の議決を経るべき議案に関することについて

〔令和２年度福岡市一般会計補正予算案（教育委員会所管分）〕

吉谷課長より説明

▼付議案第６号 議会の議決を経るべき議案に関することについて

〔令和３年度福岡市一般会計予算案（教育委員会所管分）〕

吉谷課長より説明

《原案どおり可決》

▼付議案第７号 議会の議決を経るべき議案に関することについて

〔福岡市職員定数条例の一部を改正する条例案〕

野口課長より説明

《原案どおり可決》

7 閉会

教育長閉会を宣告 11時37分